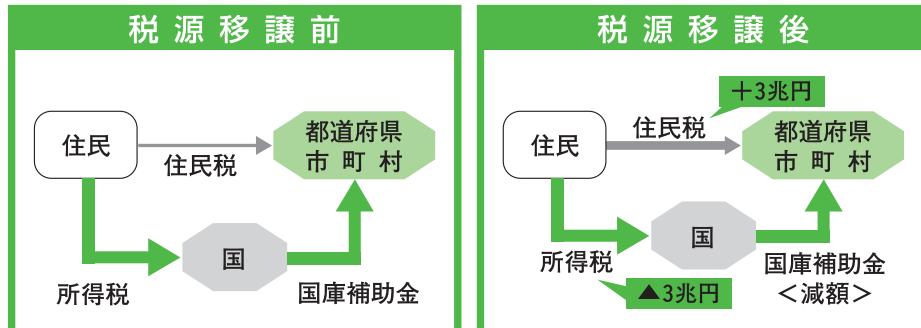


国から地方へ平成19年度分から税源移譲によって個人住民税が変わります

Q なぜ変わるの？

A 国から都道府県・市町村への税源移譲が行われるためです。

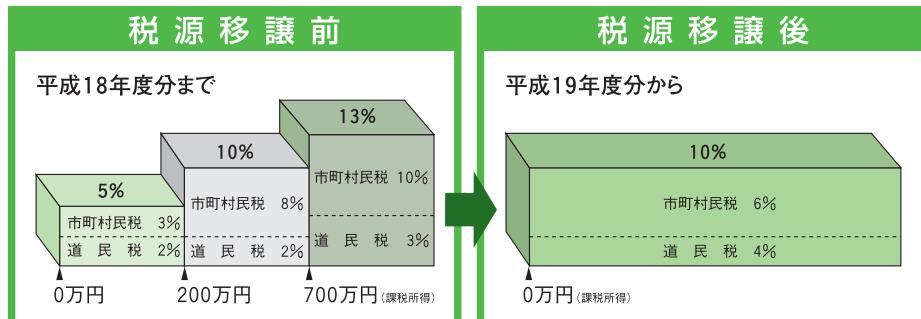
都道府県や市区町村が自主的に財源の確保を行い、住民にとって真に必要なサービスを自らの責任でより効率的に行えるよう国税から地方税へ、税そのものの形で3兆円の税源移譲を行うことになったためです。



Q どのように変わるの？

A 住民税の所得割の税率が10%に統一されます。

住民税の所得割の税率は、課税所得の金額に応じて3段階に分けられていましたが、課税所得の多少に関わらず一律10%に統一されます。



課税所得とは？▶皆さんの給与や事業収入などは税法上「収入」と呼ばれるものです。「課税所得」とは、この「収入」から給与所得控除や基礎控除、扶養控除、社会保険料控除といった諸控除を差し引いた残りの金額のことです。この「課税所得」に税率をかけたものが「税額」となります。

Q 税負担は増えるの？減るの？

A 「所得税+住民税」での税負担は変わりません。

住民税の所得割の10%比例税率化への変更に伴い、所得税の税率構造も見直されます。

住民税については、最低税率が5%→10%に引き上げられ、最高税率が13%→10%に引き下げられますが、逆に所得税は、最低税率が10%→5%に引き下げられ、最高税率が37%→40%に引き上げられます。

区分	税源移譲前	税源移譲後
所得税	(課税所得) 1,800万円 37% 900万円 30% 330万円 20% 0万円 10%	(課税所得) 1,800万円 40% 900万円 33% 695万円 23% 330万円 20% 195万円 10% 0万円 5%
住民税	(課税所得) 700万円 13% 200万円 10% 0万円 5% 道民税 市町村民税	(課税所得) 一律 4% 6% 10%